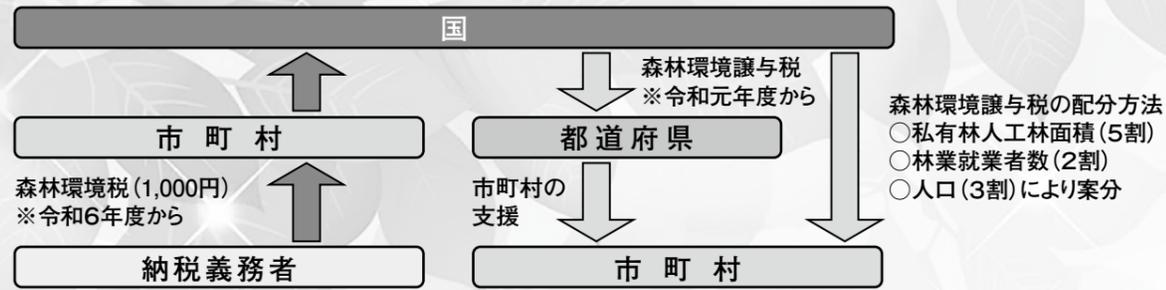




森林環境税および森林環境譲与税の仕組み



天草市の森林の状況

本市の総面積の約7割は森林で、そのうち約4割は林業経営を目的とした人工林（スギやヒノキなど）です。

現在、林業をとりまく環境は厳しく、木材価格の低迷や林業経営費の上昇、林業労働力の不足などにより、林業生産活動全般が低迷しています。

令和5年度森林管理の取り組み状況(金額は森林環境譲与税の活用額)

●未来につなぐ森づくり

近年頻発する集中豪雨などによる土砂災害の防止を図るとともに脱炭素社会を実現するためには、適切な森林管理が必要です。手入れ不足の人工林の所有者の意向などを把握し、適切な森林整備などを推進しています。

※森林整備に関する施策 6,768万7千円

●林業の担い手支援

森林整備に必要となる林業就業者の確保や育成、林業事故防止のための林業技能向上や労働安全講習の受講などの支援を行っています。

※人材育成・担い手確保に関する施策 550万円

●木材利用の促進の支援

天草産材の需要拡大のため、天草産材を使用した住宅などに対する建築経費の一部を助成しています。品質の良い天草産木材の流通・利用促進を図ることで、林業関係者だけでなく、建築関係者なども含め地域活性化につながっています。

また、森林の付加価値を高める林業の6次産業化に取り組みます。林業関係者と他産業をつなぐことで、本市の森林が持つ豊かな資源を有効に活用します。

※木材利用の促進に関する施策 2,186万5千円



▲間伐が不十分で林内が暗い森林は、倒木などもあり土砂災害を引き起こす可能性があります

森林には、二酸化炭素を吸収する機能をはじめ、土砂災害を防止する機能、水を育む機能、心身に安らぎを与える保健機能など多くの機能があります。森林が持つ多面的機能が十分に発揮されるようにしていくことが、人々の暮らしや環境を守るためには重要です。

森林環境譲与税を森林整備や人材の確保・育成などに有効に活用しながら、適正な森林管理に取り組んでいきます。

令和6年度から 森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税とは

森林には、国土の保全や水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などさまざまな機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしています。しかし、林業の担い手不足をはじめ、所有者や境界が不明な土地が増え、経営管理や整備に支障が出てきています。森林の機能を十分に発揮させるためには、間伐などの適切な森林整備が必要です。

また、平成27年のパリ協定以降、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に加え、災害防止を目的とした森林整備に要する地方財源を安定的に確保する必要が生じたことにより、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が創設され、令和6年度から課税が開始されることになりました。

課税内容

税額(賦課徴収)

年額 1,000円(市・県民税と併せて市が徴収)

課税方法

令和5年中(1月~12月)の所得に基づいて課税されます。

活用方法

森林環境税の全額が森林環境譲与税として各都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっており、森林整備や木材の利用促進などに活用されます。



森林環境税

これまでの変更点

平成26年度から、東日本大震災復興基本法に基づき市民税・県民税にそれぞれ500円(計1,000円)が加算されていましたが、令和5年度で終了し、令和6年度からは森林環境税の徴収が開始されます。

		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税	国税	-	1,000円
市・県民税均等割	県民税	2,000円	1,500円
	市民税	3,500円	3,000円
計		5,500円	5,500円

※県民税の均等割には、熊本県水とみどりの森づくり税の500円が別途加算されています。

【課税されない人(非課税基準)】

市・県民税と同様に、次の基準に該当する人は、森林環境税が非課税となります。

- ・扶養親族のない人……合計所得金額が38万円以下
- ・扶養親族のある人……合計所得金額が28万円×人数+26万8千円以下
- ・障がい者、未成年者、寡婦、またはひとり親に該当する人で、合計所得金額が135万円以下

関連情報

森林環境税・森林環境譲与税の詳細は総務省、および林野庁のホームページで確認してください。



▲総務省ホームページ



▲林野庁ホームページ